

(2022年1月7日時点版)

機体登録の事前申請に係る Q&A 集

国土交通省 航空局

無人航空機登録ヘルプデスクで問合せの多い質問をまとめました。
機体登録の事前申請に当たってご活用ください。

Q1 知人 A と同じタイミングに登録申請したが、知人 A は既に登録記号が発行されていますが、自分のところにはまだ連絡がありません。

A 申請内容や本人確認の方法等によって処理が前後する場合がございます。

また、申請の受付を開始してから多数の申請をいただいているため、処理に時間を要しております。ご不便をお掛けしますが、ご了承願います。

なお、ご自身の申請の処理状況については、ドローン登録システムの「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」から確認することができます。

Q2 すでに DIPS、FISS においてアカウント（ログイン ID・パスワード）を所持しています。これらのアカウントでドローン登録システムにログインは可能ですか。

A DIPS、FISS のアカウントではログインできません。ドローン登録システムにて新たにアカウントを開設してください。

Q3 アカウント開設時の最初の画面で、「利用規約」を読んだのにチェックができません。また、「航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。」にチェックを入れられません。なぜでしょうか。

A 利用規約が記載されている画面を最後までスクロールして内容をご確認いただくと、「利用規約を理解しました」にチェックを入れることができます。

無人航空機の飛行ルールをご確認いただき、「航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて」をクリックした後に表示される資料をご確認いただくと、「航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。」にチェックを入れることができます。

なお、ドローン登録システムに対応したブラウザ（Edge、Chrome、Safari※）を使用していない場合は正常に動作しないことがありますので、ご注意ください。

※ 詳細は[動作環境のページ](#)をご確認ください。

Q 4 アカウント開設の申請を行いました。ログインするための「ログイン ID」がわかりません。「ログイン ID」を知るためにはどのようにすればよいでしょうか。

A アカウント開設の申請が行われると、ドローン登録システム (information@dips-reg.mlit.go.jp) からアカウント開設時に入力したメールアドレス宛に「ログイン ID」を記載したメールが送信されますので、メールをご確認ください。

Q 5 マイナンバーカードを利用した新規の機体登録申請時に、所有者情報、機体情報、使用者情報を入力し「登録申請」をした後、処理中（読み込み中）の画面が表示されましたが、いつまでたってもその画面から変わりません。

A 「登録申請」をした後、画面上は処理中（読み込み中）に画面が表示されるとともに、所有者情報に登録したメールアドレス宛にドローン登録システム (information@dips-reg.mlit.go.jp) から到達確認をするためのメール「【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ」を送信しております。

メールに記載されている URL をクリックすると、処理中（読み込み中）画面から、次の画面に遷移しますので、次の画面に従い操作を進めてください。

Q 6 マイナンバーカードを利用した新規の機体登録申請時に、利用者証明用電子証明書パスワードまで入力が終わりに、処理中（読み込み中）の画面が表示され、登録申請完了の画面が表示されました。メールは届かないのでしょうか。

A 利用者証明用電子証明書パスワードを入力し、処理中（読み込み中）の画面が表示され、登録申請完了の画面が表示されると、ドローン登録システム (information@dips-reg.mlit.go.jp) から申請受付完了メールが送信されます。

システム内の処理状況等により、登録申請完了の画面が表示されてから一定時間経過後にメールが送信される場合がありますので、ご了承願います。

Q 7 メールが送信されるはずなのですが、メールが届きません。

A メールが届いていない場合、特定のドメイン拒否や指定メールアドレス以外は受信拒否しているなどの受信制限が設定されていないか、迷惑メールに振り分けられていないか、メールサーバーの容量がいっぱいになっていないか等、登録されたメールアドレスが受信可能な状態であるかをご確認ください。

なお、受信制限の解除方法やメールサーバーの容量の確認方法については、お使いの環境毎に異なりますので、ご契約のキャリアやプロバイダへお問合せください。

Q 8 eKYC（運転免許証等やご自身の顔をスマートフォンで撮影する本人確認の仕組み）を利用した新規の機体登録の申請時に、所有者情報、機体情報、使用者情報を入力し「登録申請」をした後、処理中（読み込み中）の画面が表示されましたが、いつまでたってもその画面から変わりません。

A 「登録申請」をした後、画面上は処理中（読み込み中）に画面が表示されるとともに、所有者情報に登録したメールアドレス宛にドローン登録システム（information@dips-reg.mlit.go.jp）から到達確認をするためのメール【「ドローン登録システム」各種手続き確認のお知らせ】を送信しております。

メールに記載されている URL をクリックすると、処理中（読み込み中）画面から、次の画面に遷移しますので、次の画面に従い操作を進めてください。

Q 9 運転免許証を用いた eKYC による本人確認を行い、登録申請まで終わりましたが、その後、運転免許証を撮影し直すように修正指示がありました。どのように操作すればよいでしょうか。

A お手数ですが、修正指示に従い、新たに機体の登録申請を行ってください。修正指示により差し戻しされた申請は、30 日を過ぎると自動的に削除されます。その際、ドローン登録システム（information@dips-reg.mlit.go.jp）からメールが送信されますが、何か操作を行う必要はありません。

Q10 gBizID とは何でしょうか。

A gBizID とは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。gBizID には gBizID プライム/gBizID メンバー/gBizID エントリーがあり、ドローン登録システムで利用するためには、予めプライム又はメンバーを取得する必要があります。

gBizID エントリーはドローン登録システムでは利用できませんので、ご了承ください。

gBizID の詳細はデジタル庁のホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご確認ください。

Q11 gBizID メンバーを作成し、本人確認の際に利用しましたが、エラー画面が表示され、先に進めません。

A gBizID メンバーのアカウントに「ドローン情報基盤システム」の利用権限が付与されていない場合、エラー画面が表示されます。

利用するためには、gBizID プライムアカウントの「gBizID メンバー管理」メニューから、gBizID メンバーのアカウントに「ドローン情報基盤システム」の利用権限を付与してください。

利用権限の付与方法が分からない場合は、gBizID プライムアカウントを管理している部署やデジタル庁のホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご確認ください。(無人航空機登録ヘルプデスクではご案内できません。)

Q12 メーカー機の機体情報を入力する際のプルダウンメニューに、自社の機体情報を表示させるには、どのような手続きが必要でしょうか。(事業者様向け)

A 自社の機体情報をプルダウンメニューに表示させたい場合、航空局ホームページ「無人航空機の登録制度」のページにある【機体メーカーの方へ】を参照ください。(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html)

Q13 改造機や自作機を登録する際に必要な機体の写真には、どのような写真を添付すればよいですか。

A 機体の重量が 25kg 未満の場合は、登録する機体の外面が分かる写真を 1 枚添付してください。機体の重量が 25kg 以上の場合は、機体上面、前面、側面及び操縦装置の外観がわかる画像(計 4 枚)を添付してください。

この際、メーカー等のカタログ画像ではなく、ご自身で機体等を撮影していただき、画像から機体等の一部がはみ出すことのないようにご注意ください。

Q14 ドローン登録システムの各種ボタンを押してもなかなか次の画面に進まない。

A 多数の申請を処理しているため、画面の遷移やメールの受信、申請情報の反映に時間のかかる場合があります。

順次処理を行っていますので、画面の更新(キーボードの F5 キーを押下、スマートフォン等の更新ボタン押下等)や他の操作をすることは控えていただき、処理が行われるまでお待ちください。

Q15 登録システムに入力する製造番号がわかりません。

A 製造番号の表示の場所や仕方などはメーカーにより異なります。

購入した機体の取扱説明書やメーカーのホームページを確認する等、必要に応じてメーカーへ問い合わせる等してください。

メーカーにより、二行に渡って記載されている、桁数が異なる等、製造番号に関する取決めや表示方法が異なります。

製造番号が他の方と重複していると登録できませんので、間違いの無いように登録してください。

Q16 2機目以降の登録は割引になると聞きました。どのように申請すればよいですか。

A 1件の申請に対して複数機体を登録した場合に、2機目以降を割引します。
続けて2件の申請を行っても割引となりません。

オンライン申請では1件の申請で20機まで登録ができます。

やり方は、[ドローン登録システムの「使い方」](#)から[「機体を新規に登録する」](#)をご覧ください。